

忠岡町文化会館運営委員会（第2回） （進行）

事務局： 皆さま、本日はご多忙なところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
只今より令和4年度第2回忠岡町文化会館運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お手元にお配りしております「次第」に基づき、進めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、本日の資料のご確認をお願い致します。

（資料：次第 資料1、2、3、4、5）

事務局： 当委員会規則第6条第2項の規定により当委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。となっております。本日の出席状況につきましては、委員数10名中、8名のご出席で過半数を超えておりますので、会が成立していることをご報告いたします。

事務局： 続きまして、松阪委員長より、ご挨拶を頂きます。よろしくお願い致します。

委員長： みなさん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席を頂きましてありがとうございます。新型コロナウイルスもようやくピークを迎えたということで、少し落ち着いてましたが、皆様には一層気を付けて頂き、感染症にかからないようにご注意頂きたいと考えております。9月も半ばを過ぎまして、猛暑日といえますか暑い日が続いておりますので、熱中症にも気を付けて頂いて、これからも頑張っ頂きたいと考えております。

私たちの任期の方も10月末で任期満了となっておりますので、それまでになるべくよりよい結論と言いますか、結果を導いていくために、これからも慎

重なご審議を頂きまして、無事に終わるようにしたいと思いますのでご協力の方よろしくお願い致しまして、簡単ではございますが挨拶と代えさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。

以降の進行につきましては、松阪委員長よろしく申し上げます。

議 長： それでは、「会議の公開、非公開について」でございますが、忠岡町審議会等の会議の公開に関する指針3で原則公開となっておりますので公開と致します。

議 長： 傍聴者は居られますか？

事務局： 本日傍聴者5名おられます。

議 長： どうぞ入室下さい。

なお、傍聴者の方は傍聴者心得を遵守していただき、会議の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

議 長： 皆さんの任期は今年の10月末日までになりますので、諮問②の「各館の特性を生かした発展的な事業展開について」の答申を任期中に提出するため、本日の会議で方向性、方針を固めていきたいと思います。

まずは次第3「議題」「忠岡町公民館条例の改正について」、議論していきたいと思います。昨年、諮問①「持続可能な総合施設としての運営方針について」の答申を「働く婦人の家」「公民館」「図書館」の複合施設である本町の文化会館は、「働く婦人の家」を廃止し「公民館」と統合することにより、性差・年齢等によることのない、地域住民全ての生涯教育の代表的機関として、また、文化的に発展可能な施設として広く情報提供を行いつつ地域住民の文化

活動を支援することを目指して参りますとしました。その答申を受けて、事務局の方が、「働く婦人の家」の発展的解消に向けた性差、年齢にかかわることなく、住民誰もが平等に利用できる公民館づくりをめざすための忠岡町公民館条例、忠岡町公民館条例施行規則の改正案を作成しましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、ご説明させていただきます。「資料 1 忠岡町公民館条例」について＜一部改正の素案＞を作成しましたので、説明致します。P1~P3 をご参照下さい。まず、大きく変更になった部分としまして、別表（P2-3）の公民館使用料欄に講習室、料理室、託児室、軽運動室の使用料を追記しました。これらは働く婦人の家条例に含まれていたものになり、公民館条例の方に記載することにより公民館の方で使えるように致しました。次に、第 7 条の許可の取消等の等を追加しました。また、第 8 条については使用料を前納から納付に変更しました。第 12 条については附属物から付属設備に変更しております。忠岡町公民館条例改正案については以上になります。

続きまして、「資料 2 忠岡町公民館条例施行規則」について＜一部改正の素案＞を作成しましたので、説明致します。P5~P8 をご参照下さい。

まず、第 2 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの事業内容を追記しました。第 2 条第 1 項第 1～第 7 号を読ませて頂きます。

第 2 条 公民館は、条例第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 講座等を開設すること。
- （2） 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること。
- （3） 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用に関すること。
- （4） 体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関すること。

- (5) 各種の団体等の連絡に関すること。
- (6) 町民の集会その他の公共的利用に供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公民館等の設置の目的を達成するため教育委員会が必要と認める事業

これにより働く婦人の家の施設として設けられていた講習室、相談室、談話室、料理室、託児室、軽運動室での活動も第1条の目的達成の活動に含まれることとなります。

次に、第5条の第2項、使用日の2か月前となっておりましたが、2か月前の初日（但し、その日が休館日に当たる場合は翌日とする。）からとし、期日を明確にしました。次に、使用期間と使用料の納付が不明確であったため、第7条と第8条を新たに追加しました。第7条と第8条を読ませて頂きます。

第7条 使用者が公民館を使用できる時間は、第3条の規定による開館時間内とし、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及びその片付けに要する時間を含めたものとする。

第8条 使用者は、許可書に記載された使用料を、使用する当日の使用開始時間までに納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

次に第9条の使用料については、全文を変更しました。第9条を読ませて頂きます。

第9条 条例第10条の規定により公民館の使用料の減免を受けようとする者は条例第5条の使用許可申請のうち、減免申請欄に記入のうえ、教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による使用料を減免する場合は、別に定める。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の減免の承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により使用料の減免の承認を受けたとき

(2) 教育委員会が使用料の減免を不適當としたとき

次に第13条第1項第6号を係員から館長その他職員に変更しました。

忠岡町公民館条例施行規則改正案については以上になります。

続きまして、「資料3 忠岡町公民館使用許可申請書」について＜一部改正の素案＞を作成しましたので、説明致します。P9をご参照下さい。使用室名のところに、講習室、料理室、軽運動室を追記しました。また、下段の忠岡町公民館使用料減免申請書に記載の要綱を資料4の忠岡町公民館の使用料の減免に関する要綱としております。

次に資料4の説明をさせていただきます。P11-12をご参照下さい。

資料4は前回の運営委員会の際にご説明させていただきましたが、現在は、減免に関する詳細については、規則等に記載しておりませんので、要綱を新規に作りました。特に第2条の(4)利用目的及び活動内容に公益性が認められ、公民館の設置目的に資する団体」を入れることにより、登録クラブが減免対象団体であるという位置づけ、説明ができるようになっております。

最後に、前回の運営委員会で忠岡町文化会館という名称を忠岡町公民館に変更すべきとご指摘頂いた忠岡町公民館における登録クラブに関する要綱と忠岡町公民館における登録クラブに関する要領の修正したものを添付しております。資料5になります。P13-16をご参照下さい。忠岡町文化会館となっていた箇所を全て忠岡町公民館に変更しております。以上で、説明を終わります。

議長： ありがとうございました。説明は以上です。何かご質問・ご意見をお願いし

ます。前回の会議から時間が経ちましたのでなかなか難しいと思いますけれども、読んで頂ければ理解できると思いますけれどもいかがですか。何かご質問等ございませんか。

加藤委員： 資料2の第2条の第2号、ここに討論会という記載があるんですけど、前から入っていたのですか？

西尾委員： ここに載せている事業の内容は社会教育法に載っている事業だと思います。社会教育法という法律がありまして、討論会というのは恐らく何かのテーマで、両者の反対、賛成とか、そういった両者の意見をそれぞれ言い合う、もしくは、そのテーマに関係したことを色々と議論しあう場が討論会になると思われます。

加藤委員： ということは決められた文言ですね？

西尾委員： はい、社会教育法に載っている文言です。

西尾委員： すいません。さきほどの説明で第9条のところで、条例第10条の規定により公民館の使用料の減免を受けようとするものは第4条と言われていたが、第5条の間違いではないですか？

事務局： はい。仰る通り第5条の誤りです。

花野(相)委員： すいません。第5条、使用日の2か月前の初日というのは10月の7日を抑えたい場合は8月の1日ということですか？

事務局： はい。その通りです。

花野(相)委員： 10月の31日を抑えたい場合は8月の1日ということですね。

事務局： はい。その通りです。

花野(相)委員： 予約できる日は必ず1日になるということですか？

事務局： 休館日の場合は翌日となります。

議長： 文化会館の休館日は月、火曜日なので3日になる場合もありますね。

花野(相)委員： 細かいことですが、6ページ、第5条、1項の記載がない。第9条も記載がありません。

事務局： 記載のルールに従って記載しております。

花野(相)委員： 第2条には第1項の記載がありますが？

事務局： 第2条の(1)は項ではなく号になります。

花野(相)委員： (1)は号ということですね。

花野(麻)委員： 先ほどのことなんですけれど、6ページの第5条、使用日の2か月前の初日
ということは、1日に変更したほうが分かりやすいと思うのですがいかがでしょうか。

事務局： 初日か1日がいいのかなど文言の方は、再度調整させて頂ければと思います。

議長：そこは検討課題ということでお願いします。

花野(相)委員： すいません。細かいところですが、申込の限度日はないのですか？使用日の
前日でもいいということですね？

事務局： 第5条第1項に記載しておりますが、使用3日前までに提出が必要となります。
す。

議長： それ以降は空いていてもダメということですね？

事務局： 原則はそうなります。

議長： たくさんのご意見を有難うございます。他に何かご質問ありませんか。

続きまして「忠岡町文化会館の特性を生かした発展的な事業展開について」に移ります。

前回、ご提案頂いた「ロビーの活用」の件、「Wi-Fi」の件、又、「図書館の事」

など、具体的な内容について協議したいと思っております。それも踏まえまして検討すべき点や是非こうしていくべきなど、何かご意見等お持ちでしたらどうぞお願いします。西尾委員、何かございませんでしょうか。

西尾委員： 青少年のためにというお話が前回ありましたが、ロビーの活用は必要でしょうし、Wi-Fiの場合は、阪南の方でWi-Fiを使えるようにしているのですが、今のところは公民館の利用者さんのみにしております、今後どうしていくかは考えていきますが、今のところ特に問題はないです。

提案としましては事業展開ということで青少年に関わらず、地域というのを念頭に置いたうえ、忠岡町の人材ってどんな人がいるのかなどというのを私自身も興味がありますし、人材登録というのがあれば、その制度だけでもお金は要らないです、事業費は掛からないですし、担当課の方では、人件費は掛かるかもしれませんが、いかに人を発掘して地域に還元してもらうことを考えれば、そういうことをやればいいのではないかと思っております。過去は阪南エリア、高石より南のエリアでやっておりました。今も続いているところは続いている。この時に何が問題になったかというとお金がないというのが問題になった。公民館はお金がないと。でも、何らかの形で協力してくれる人がいるはずと、そういう風な中ですごい人材発掘が出来た経験があります。例えば電子工作、プログラミングなどをできる人が登録してくれたり、料理教室の方々や、テレビに出ていたような人に学校でお話をしてもらったこともある。そういう風な連携が出来たので、今後は阪南の方で人材登録を進める予定です。阪南は現在ないので。そういう風な中で事業につなげていくということが出来れば、今後学校支援地域事業本部とか地域学校協働活動にそういった方が活躍できないかなと思っております。やることは非常にあるが一步踏み出す必要があります。以上です。

加藤委員： 人材登録？

西尾委員： これはですね、とりあえず登録を公民館でやりまして、広域でやったのですが高石より南の公民館でやりました。岸和田の人もしくは忠岡の人が別のところでやってもいいんです。もちろん忠岡で登録された方が岬町で活躍という場合もあります。そういった人事交流、人材交流をしてもらって、文科省から評価も受けました。いい人材の人は眠っています。あまり手を上げないんです。リタイアされた方も、若い人もいます。眠っている人材は地域で活躍するきっかけになったのだと思います。若い人が比較的登録されている。20代、30代とか。例えばスノーボード講座で活躍できる人とか。岸和田市で忠岡町さんと共催させて頂いた時に募集した、その時の講師は人材登録の登録者でした。

議長： スポーツ的な登録でもオッケーなんですね？

西尾委員： はい。人材を知りたいというのが広域の中でもありまして、今も阪南公民館運営研究協議会というものがあまして、館長も出られてると思いますが、未だ唯一横のつながりがある団体がありまして、そこで重要なのが人材登録をやる、要するにお金もない、でもなにかやっていきたい。その中で協力して頂ける方の内容を知りたい。いずれのところであっても登録者を活用できるので。

議長： お金はボランティアですか？

西尾委員： 基本はボランティアです。条件がありましてボランティアなんですが、地域によっては千円とか二千円とか一万円とかもありました。そういう金額の面も融通が利いている。地域によって違うが。それは必ず面談をしますので、必ずしも連絡があるとは限りませんと伝えておくと、全然連絡がないなどは言われなかったです。そういうことがやれたらおもしろいと思います。

議長： 前回ご提案頂いたロビーの活用とか Wi-Fi の件以外で西尾さんから提案があ

りましたけど、他にも何かございませんか。

藤田委員： ロビーの方なんですけど、今、古い雑誌を無料で持って帰って下さいということ
を期間限定でやられてますけど、テーブル2つくらいに広報誌とか講座案内
など並べているが、図書館を使った学習コーナーの少年用の紙もあるが、ただ置
いてるだけで、学校関係は知っているのか、書類がきたから置いてるのか、PR
しているのかわからない。先日、中学生の主張を青指の研修会で行ってきたが、
忠岡中学は昔から参加なしで、泉大津や近辺は出ていた。忠岡はやりますという
話がきているのを知らないのか。文化会館には一杯書類並んでますけどね。

議 長： ロビーのチラシなどは置いているだけに近いです。

藤田委員： 活用されていないロビーなので、もう少し有効的な使い方を考えればいいので
はないかと思いました。

議 長： 館長どうですか。いい意見だと思いますので。現在はパンフレットとか置いて
るだけです。

事務局： 次から次へと書類が送付されており、精査して置いていないようなものもあり
ます。置きすぎると見づらいというのもあるので、情報発信についてはもう少し
見やすいようにできないか考えてるところであります。

花野(相) 委員： 開かれてるかと言われれば、入りづらい印象がある。中也暗いので。
70年も生きるけどなかなか入っていけない。

事務局： 照明関係については、一定見直しで調査をしていて、来年以降、照明関係は入
れ替えを行う予定。町全体の施設はその調査をしてまして、4月からきたが暗い
し、入りにくいと感じています。

花野(相) 委員： 外から見ても暗いし、中に入っても暗いしね。高いんやろうけど、LEDにし
たら明るくなるやろし。

事務局： LED 化の方で調査の方をさせて頂いております。

花野(相)委員： 体育館やグラウンドなども LED に変えたら明るくなるし、そういうのも考えていかなあかんね。

加藤委員： 避難所に対する考え方を聞いてもいいでしょうか？ どういう風に鍵を取りに行って誰がここに来ていただくのか。

事務局： 災害が起きたときについては、職員が招集されるようになっている。台風など事前にわかるものについては、タイムラインを策定しており、それを元に動くことになっている。文化会館の方を避難所として開設するとなると職員を派遣して鍵を開けに参る形になります。福祉センターなど他の町の施設も同様です。

議長： 他に何か御座いませんか？ それでは「次第4 その他」にうつります。
なんでも結構です。

事務局： 本日の運営委員会をさせて頂いて、皆様の任期は来月末までということで、次回が最終になる予定ですが、事前に運営委員会については本町の教育長の諮問を受けて、最終答申を作成する必要があります。本日までの会議のものをまとめさせて頂いて、事前に委員の皆様にもまとめたものを案としてお送りさせて頂き、内容をご覧頂き、次回運営委員会で答申の内容を協議頂ければと思います。

議長： 次回はいつ頃開催予定ですか？

事務局： 開催日時等につきましては、体育大会後の10月末頃を予定しています。それまでに答申案を委員様に送付させて頂きますので、事前に見て頂いて当日ご意見等ございましたら出して頂いて、最終そこで決定するという流れでお願いします。

議長： 余談になりますが、今年は体育大会開催しますので、また一つみなさん、半日の開催で計画しますのでご協力お願いします。

これを持ちまして、「令和４年度第２回忠岡町文化会館運営委員会」を終了いたします。

事務局よろしく申し上げます。

事務局： 議長、どうもありがとうございました。これを持ちまして本日の会議は終了させていただきます。委員の皆さま、長時間有難うございました。

（ １４時５０分 終了）